

小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例等の一部改正について

1 背景・目的

(1) 小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例等

本市では、再生可能エネルギーの利用等の促進に関する基本理念、再生可能エネルギー事業に対する支援及び市民参加型再生可能エネルギー事業の認定等を規定した小田原市再生可能エネルギーの利用等の促進に関する条例（以下「条例」といいます。）を平成26年4月に施行しています。

また条例では、国の政策等の状況変化を適切に反映するため、施行後3年以内に条例の施行の状況について検討を加え、必要に応じ見直し等の措置を行うこととしています。

(2) 国の政策等の動向

条例の施行後3年の間に、国においては長期エネルギー需給見通しやパリ協定を踏まえた地球温暖化対策計画が策定され、国全体における目標値や、需要地近接型のエネルギーである再生可能エネルギー熱の利用拡大を含め、地方公共団体の取り組むべき方向性が示されました。

一方で、特に太陽光発電については、固定価格買取制度に基づく買取価格が継続的に下落し、税制においても需要地近接型電源としての特性を踏まえた自家消費型への支援にシフトするなど、本市の条例制定時に前提としていたエネルギーを取り巻く国の政策等の状況は大きく変化しています。

(3) 条例等の一部改正

本市において太陽光発電は、技術的に成熟し市民及び事業者にとって比較的着手しやすく導入ポテンシャルの高い重要な需要地近接型の電源です。

小田原市エネルギー計画（平成27年策定）に掲げた、エネルギーの地域自給を達成するためには、系統に与える負荷を考慮しつつも、国の施策との相乗効果を図り、更なる導入を促進する必要があります。

加えて、再生可能エネルギー熱の利用拡大や自家消費型の再生可能エネルギー利用促進等の国の施策動向も反映しつつ、条例の理念に基づき、地域のエネルギー収支を改善し、地域経済循環の創出・最大化に貢献する取組を実施することで、市民参加の裾野を拡大するとともに、小田原市エネルギー計画に基づきエネルギーの地域自給に向けた取組を更に加速させていくため、今般、条例に規定された検討条項に基づき、条例及び規則の見直しを行うものです。

2 一部改正の概要（表1参照）

(1) 再生可能エネルギー事業の定義を拡大【条例】

現在は、条例第2条第4号において再生可能エネルギー事業を固定価格買取制度に

係る認定発電設備を用いて発電を行う事業として定義し、第9条において同事業に対する支援策を規定しています。

引き続き固定価格買取制度による再生可能エネルギーの導入促進との相乗効果を図りつつも、バイオマスエネルギーなど再生可能エネルギー熱利用や、エネルギーの地域自給に資する取組を支援するため、再生可能エネルギー事業の定義を拡大します。

(2) 市民参加型再生可能エネルギー事業認定要件の見直し【規則】

市内で実施される再生可能エネルギー事業のうち、特に広く市民が参加し、地域の防災対策や経済の活性化に資するものについては、「市民参加型再生可能エネルギー事業」として認定し、通常の再生可能エネルギー事業よりも手厚い支援を実施することで、地域への貢献性の高い再生可能エネルギー事業実施の促進を図っています。

さらに事業者の予見性を高め、地域の活性化等に資する優良モデルの創出・拡大を目指すため、再生可能エネルギー事業実施における多様な資金調達手法、実施体制及び地域経済への還元方法の実情を認定要件に反映します。

ア 地域貢献型事業を実施する団体（広く市民が参加して実施される事業）

再生可能エネルギー事業により得た収益の一部を地域課題の解決に資する取組に還元する事業は、地域課題解決に貢献する、望ましい地域経済循環モデルのひとつです。

こうした点を踏まえ、主に市民から構成され、地域貢献型事業を実施する団体について、対象に追加します。

イ 多様な資金調達手法の反映（広く市民が参加して実施される事業）

再生可能エネルギー事業の実施にあたっては、市民からの出資を募る方法以外にも、多くの市民を巻き込んだ資金調達が可能です。

こうした点を踏まえ、市民からの出資に加え、市民からの寄附や市民向け債券の発行による資金調達についても対象に拡大します。

ウ 地域経済の活性化に資する取組の要件（地域の経済の活性化に資する事業）

現行規則では、市内事業者に対し認定発電設備の材料及び工事の発注を伴う事業であることが認定の要件となっています。

しかしながら、一過性のものではなく継続的に地域の好循環を生み出すことも、地域経済の活性化に資するものと考えられます。

こうした点を踏まえ、市内事業者への工事発注に加え、設備の維持管理等を市内事業者が発注する場合等についても対象に拡大します。

表1 一部改正の概要

項目	現行	一部改正案	区分	
(1)再生可能エネルギー事業の定義	固定価格買取制度の認定発電設備を用いた発電事業	固定価格買取制度の認定発電設備を用いた発電事業のほか、 <u>再生可能エネルギー熱等を地域で利用する事業を対象に拡大する。</u>	条例	
(2)市民参加型再生可能エネルギー事業の認定要件	広く市民が参加して実施される事業 地域の経済の活性化に資する事業	ア <u>主に市民から構成され、地域貢献型事業を実施する団体を対象に追加する。</u>	規則	
		市民出資により資金を調達して再生可能エネルギー事業を行う事業者によって実施される事業	イ 事業者の資金調達の手法について、市民出資に加え、 <u>市民からの寄附や市民向け債券の発行による資金調達についても対象とする。</u>	規則
		市内事業者に対して発電設備の材料及び工事発注を行う事業	ウ 材料及び工事発注に加え、 <u>設備の維持管理等を市内事業者が発注する事業も対象とする。</u>	規則

3 期待される効果

(1) 再生可能エネルギー事業奨励金による更なる導入促進

本市では、これまでも「再生可能エネルギー事業」に対して再生可能エネルギー事業奨励金を交付して、設備導入初期の負担軽減を図っています。

これまで、再生可能エネルギー電気への支援に限定していたところ、本改正により再生可能エネルギー事業の定義を拡大することで、発電に加え再生可能エネルギー熱の利用などへの支援が可能となります。

(2) 市民参加型再生可能エネルギー事業の拡大

再生可能エネルギー事業のうち、本市が認定した「市民参加型再生可能エネルギー事業」に対しては、地域の防災性の向上や地域活性化等の貢献性に鑑み、再生可能エネルギー

ギー事業奨励金において、より手厚い支援を実施しています。

本改正により、再生可能エネルギー事業の実施体制や多様な資金調達手法を反映し、市民参加型再生可能エネルギー事業の認定要件を明確にすることで、事業者の予見性を高め、地域経済の活性化・地域経済の好循環に貢献する、より多様な再生可能エネルギー事業モデルの創出につなげていきます。

4 施行予定年月日

【条例】 平成29年7月1日

【施行規則】 平成29年7月1日